

災害支援ナース ハンドブック



公益社団法人 福島県看護協会

はじめに

本ハンドブックは、福島県内外に災害が発生した時に、看護の機能を十分発揮して支援できるように、災害支援ナースとしての心構えと活動に必要な物品と活動の実際を示すものである。

また、この度の改訂は、災害支援マニュアル改訂に伴うものである。

令和3年1月

公益社団法人福島県看護協会

目 次

I	災害看護の定義	1
II	災害支援ナースとは	1
III	災害支援ナースの役割	1
	1) 心構え	2
	2) 派遣される前にすべきこと	2
	3) 準備物品	3
IV	災害支援ナース派遣要請から 出発までの流れ	6
V	災害支援ナース活動の実際	
	1) 派遣決定から終了まで	9
	2) 派遣場所と活動の実際	11
VI	災害支援ナース参加活動記録	13

I 災害看護の定義

被災地域内の災害救急医療から復興するまでの医療・看護活動の支援を行う。

被災者の健康維持・増進・疾病の予防などと直接被災しなかった住民の心身の健康保持まで含まれる。従ってその範囲は精神看護・感染症対策・保健指導・助産など広範囲に渡る。

* 福島県看護協会マニュアルから引用

II 災害支援ナースとは

福島県看護協会に災害支援ナースとして登録されている看護職。福島県及び他都道府県が被災を受けた時、福島県看護協会（日本看護協会）からの要請を受け、被災した看護職の心身の負担を軽減し支えるとともに、被災者の健康レベルを維持できるように被災地で適切な医療・看護を提供する役割を担う看護職。

III 災害支援ナースの役割

福島県看護協会災害支援ナースの役割は、福島県看護協会災害看護活動計画に基づき、派遣要請を受けて出動し、専門知識・技術

を用いて、負傷者の救護はもとより変化した環境の中で暮らす被災者の人々の健康障害予防、こころの健康維持、更には生活の立て直しといった保健看護活動を行うことである。

1) 心構え

- (1) 自分の生活については自分で責任を持つ。
- (2) 自分の健康は自分で管理する。
- (3) 災害支援ナース自身の諸注意
 - ① 休息を必ずとる。
 - ② 栄養をきちんととる。
 - ③ 気分転換を図る。
 - ④ 自分自身の安全を確保する。
- (4) 依頼されたことはできる範囲内で協力する。
- (5) 気持ちを楽に持つ。
(過剰な不安を抱きすぎない)
- (6) 気負いすぎない。

2) 派遣される前にすべきこと

- (1) 家族や職場の了承を得る。
- (2) 体調を整える。
- (3) 活動期間を決める。(基本：3泊4日)
- (4) 確認事項
 - ・災害支援参加中における職場との関係
 - ・福島県看護協会への連絡方法

- ・現地へのアクセス方法
 - ・現地の状況
- (5) 身分保障について確認する。
- ・ボランティア保険など
(マニュアルP10参照)
- (6) 服装は、被災状況に合わせる。
(動きやすいもので、底の厚い運動靴
帽子など)

3) 準備物品

被災地の被害の状況、災害発生からの経過時間、活動の場によって準備する物品は異なるが、一般的なものとして示す。

(1) 福島県看護協会が準備するもの

- ① 名札ケース
- ② ヘッドランプ (電池)
- ③ ペンライト (電池)
- ④ ゴム手袋 (1箱)
- ⑤ はさみ・カッター
- ⑥ 自動血圧計・聴診器・体温計
- ⑦ ゴーグル
- ⑧ アルコール綿
- ⑨ 速乾式手指消毒薬
- ⑩ 福島県看護協会名入ベスト
- ⑪ 吸熱シート
- ⑫ 現地地図

- ⑬ 携帯用ラジオ・電池
- ⑭ ビニール袋（大・小）
- ⑮ ビニールエプロン
- ⑯ 寝袋（個人で準備できない場合）
- ⑰ ヘルメット
- ⑱ 避難所ナーシングノート
- ㉑ 筆記用具、ノート、バインダー

(2) 個人で用意するもの

- ① 身分を証明するもの（災害支援
ナース登録証、運転免許証、健康保
険証）
- ② 現金（小銭を準備）
- ③ 災害支援ナースハンドブック
- ④ ティッシュペーパー
- ⑤ 筆記用具・記録用紙・ノート
- ⑥ タオル
- ⑦ 自分のための常備薬
- ⑧ 着替え・室内用靴
- ⑨ 携帯食と飲料水
- ⑩ 携帯電話と充電器
- ⑪ 洗面用具
- ⑫ 生理用品（女性）
- ⑬ 帽子
- ⑭ 新聞紙
- ⑮ 使い捨てカイロ・虫除けスプレー
- ⑯ 軍手

- ⑰ マスク
- ⑱ 寝袋
- ㉑ コンロ（あれば便利）
- ㉒ 爪切り
- ㉓ 裁縫道具
- ㉔ 大判の布
- ㉕ 布製ガムテープ
- ㉖ S字フック・カラビナ
- ㉗ 雨合羽
- ㉘ ウエストポーチ
- ㉙ エコバック
- ㉚ ウエットティッシュ



IV 災害支援ナース派遣要請から出発までの流れ

1) 情報収集

メディアで発災が分かったら、災害支援ナースとして派遣要請がくるかもしれないので、個人で情報収集を開始する。

- (1) 県看護協会のホームページでの状況確認
- (2) 心の準備・家族との相談、職場の上司やスタッフへ派遣要請が予測されることを伝える。
- (3) 不在時、支援の依頼が来たら連絡が取れるように連絡方法を施設に伝えておく。
- (4) 個人会員へは福島県看護協会災害対策本部より直接派遣要請連絡が入る。

2) 派遣要請から返答まで

- (1) 派遣依頼に対して即答せず、まずは確認・調整をする。
・勤務 ・家族 ・ペット ・体調 等
- (2) 看護職責任者の返答期限までに、派遣に行けるかどうかの返答をする。
- (3) 災害支援マニュアルおよび災害支援ナースハンドブックで内容を確認するとともに支援に行く場合の準備等をする。
- (4) 派遣の際の勤務種別（公休、有給、出張等）を施設に確認する。

3) 返答から派遣決定

- (1) 派遣に備え、自身で準備する物品について災害支援ナースハンドブックを参考に準備する。
- (2) 派遣可能の返答をしても派遣に至らない場合もある。

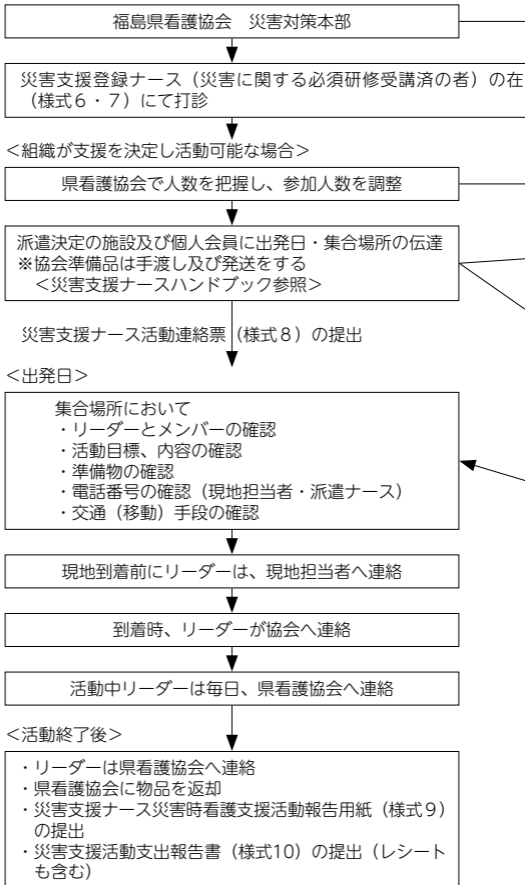
4) 派遣決定から出発

- (1) 派遣依頼日に併せて行動する。
 - ① 集合場所の確認
 - ② 移動手段の確認
 - ③ ルートの確認
- (2) 情報収集
 - ① 現地の被災状況や天気等、より詳細な情報収集
 - ② 県看護協会より提供される情報
- (3) 県看護協会より支給される物品の受取先の確認
- (4) 一緒に派遣される支援ナースの連絡先の確認
 - ① 所属施設長を通し県看護協会に問い合わせをする。
 - ② 連絡先を交換し合流場所、時間等を打合せする。
- (5) 出発に向けて体調を整える。
万が一体調不良時には無理して出発せず、早めに辞退を申し出る。

- (6) 派遣期間中の業務の申し送りを行う。
- (7) 家族やペットなど最終調整する。

V 災害支援ナース活動の実際

1) 派遣決定から終了まで



(被災地へ支援活動する場合)

緊急連絡先：TEL 024-934-0512
携帯 090-7336-1173：FAX 024-991-5560
★衛星電話 080-2804-6239

籍している各施設と個人会員に対し、派遣可能かどうか要請票

人選する

県看護協会がボランティア
保険加入手続きを行う

派遣ナースは<災害支援ナースハンドブック>を参照し
準備を開始

自動車を出す派遣ナースは必要に応じて県看護協会より
『災害派遣等従事車両証明書』の発行を受け、最寄りの
行政機関へ申請する

<必要な書類>

- ・車検証・身分証明書・運転免許証・印鑑
- ・県看護協会からの〇〇災害に伴う災害派遣等従事車両
証明 申請書など

- ・県看護協会は現地の情報収集を行い、状況を伝達
- ・県看護協会の緊急連絡先を伝達
- ・協会として準備したものを持参（準備物に関しては災
害支援ナースハンドブック参照）

1. リーダーの役割

- ①メンバーの状況把握（健康面等）
- ②随時看護協会へ連絡
- ③役割分担の確認
- ④一日の活動終了時情報交換をする
- ⑤現地の人との連絡（活動日、範囲、内容、休息）

2. メンバーの役割

- ①リーダーの指示のもと役割分担を確認する
- ②単独行動をとらない
- ③一日の活動終了時また必要に応じてリーダーに報告する

3. 現地到着前

リーダーは現地到着者へ到着する旨を連絡する

4. 現地到着時

担当者もしくは前グループより申し送り説明を受ける

- ①生活面（食料・水・トイレ・休息場所・周囲の状況など）
- ②活動日、活動内容
- ③最終日、現地や担当者への報告、次のグループへの申し送り

※様式6～10については災害支援ナースマニュアル参照

2) 派遣場所と活動の実際

(1) 救護所

慢性疾患患者、障害のある方、妊婦、新生児など支援を必要とする対象者には、継続性のある介入を実施する。救護所活動と並行して、保健活動を開始する。本部の意向を理解し役割を遂行する。

(2) 避難所・被災地区

① 避難住民の健康チェック

健康チェックによって発見された身体的・精神的な問題への早期対応・予防に向けた保健指導を実施する。慢性疾患を抱える人の生活上の問題と対応を行い、環境を整備する。

② こころの健康の維持回復

P T S D、不眠、不安などに対して、災害対策本部へ報告する。症状により、カウンセリングの紹介を考慮する。住民同士のコミュニケーションの場を提供する。

③ 感染予防

換気、うがい、水分補給、手洗い、食品衛生への指導を行う。

水害時は、水が引いた後の感染防止

活動としての消毒は重要な活動である。
また、住民が生活する上での必需品である飲料水の確保も大切である。

④ 急変時の対応

急変時には、人工呼吸、心臓マッサージを施行し、応援を得るよう早急に要請する。

(3) 被災した医療機関・社会福祉施設

① 被災した看護職への支援

看護職の心身の負担が軽減できるよう業務の支援を行う。

② 被災した医療機関に入院している患者と被災した社会福祉施設の入居者への支援

それぞれの健康レベルを維持できるよう被災した医療機関・社会福祉施設の看護職からの指示を受け、実施する。

氏 名

住 所 〒

.....

.....

TEL

.....

勤務先

.....

TEL

.....

FAX

.....

福島県看護協会会員番号 _____

福島県看護協会災害支援ナース登録番号

緊急連絡先

氏 名

続柄

住 所 〒

.....

.....

TEL

福島県看護協会連絡先 TEL 024-934-0512

FAX 024-991-5560

福島県看護協会携帯電話番号 090-7336-1173

福島県看護協会衛星電話番号 080-2804-6239

災害支援ナースハンドブック

平成18年12月 作成

平成22年10月 改訂

平成28年 3月 改訂

令和 3年 1月 改訂

編 集 公益社団法人福島県看護協会
災害看護委員会

委員名 紀 あつ子 馬上 久代
遠藤 桂子 國井たまき
齊藤由美子 酒井 憂子
三澤 友也

(令和2年度委員)

発 行 公益社団法人福島県看護協会
郡山市本町一丁目20番24号
TEL 024-934-0512
FAX 024-991-5560

